

関係資料2 建設工事における事故の分類

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害（工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。また、資機材・工場製品輸送作業（以下「輸送作業」という。）に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故</p> <p>※ 工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>※ 隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。</p>
(2) もらい事故（第三者の行為に起因して、工事関係者が負傷した事故）	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故</p>
(3) 死傷公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して工事関係者以外の第三者が死傷した事故</p>
(4) 物損公衆災害（工事作業に起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故</p>
(5) その他 (労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第96条で、事業者が報告が義務付けられている事故など)	<p>事業場又はその附属建設物内において発生した火災又は爆発の事故</p> <p>その他クレーン、ゴンドラ、ボイラー等に関する事故など</p>

\*国土交通省が運用している「建設工事事務データベースシステム（SAS）」（国，都道府県，政令市が対象）の登録対象事故の定義を参考とした。